

大規模行為の届出制度

届出の手続き

1. 届出は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、図書を添付して行為予定地の市町村に2部提出してください。
2. 審査は、市町村で届出書を受け付けた日から起算して30日以内に行います。ただし、やむを得ない理由によりその期間を延長する場合があります。
3. 指導を受けた者が指導に従わないときは、勧告を行うことがあります。さらに、勧告を受け、それに従わない場合には、勧告に従わない者の氏名等を公表することがあります。
4. 審査後の結果通知は、直接県から届出者に通知します。

手続きの流れ

